

第7回 栗原地域合併協議会

日 時 平成15年11月13日(木)
午後2時00分

場 所 花山村石楠花センター

会 議 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 会議録署名委員の指名

4 協議事項

協議第21号の2 新市建設計画(第1章序論 第2章新市の概況)について

協議第22号 上水道事業について

協議第23号 下水道事業について

6 提案事項

協議第24号 町名、字名の取扱いについて

協議第25号 学校教育事業について

協議第26号 障害者福祉事業について

協議第27号 新市建設計画(第3章 建設の基本方針)について

7 その他

8 閉 会

新市建設計画第1章・第2章の検討資料

10月30日開催 第6回協議会 協議内容

- 1 迫川水系のみならず、南部地域の水系も加えて修正してほしい。
- 2 「宮城県の北玄関」という表現があるが、もっとグローバルに考えてはどうか。たとえば「北東北3県の南玄関」とか。
- 3 「1合併の必要性」の「(4)行財政基盤の強化」の文章において、将来構想の文言が使われておらず全く変わっているのはなぜか。
- 4 将来構想にある「(5)広域的な施設整備」が「1合併の必要性」に入っていないのはなぜか。
- 5 将来の栗原を考えると、地図に国道4号バイパスを点線で入れる必要があるのではないか。
- 6 将来構想では「である」調だったのに、なぜ「です。ます。」調に変わったのか。

これらの意見・提案をもとに再検討することとなり、継続審議となった。

対応

	区 分	意 見	対 応
第 1 章	はじめに	1 迫川水系のみならず、南部地域の水系も加えて修正してほしい。	別紙案により訂正
		2 「宮城県の北玄関」という表現があるが、もっとグローバルに考えてはどうか。たとえば「北東北3県の南玄関」とか。	別紙案により訂正
	1合併の必要性	3 「(4)行財政基盤の強化」の文章において、将来構想の文言が使われておらず全く変わっているのはなぜか。	「そのためには、・・・低コストでの事業体制を整えていかなければならない。」を追加挿入
		4 将来構想にある「(5)広域的な施設整備」が入っていないのはなぜか。	「(5)広域的な施設整備」の全文を追加挿入
第 2 章	6 公共的施設	5 将来の栗原を考えると、地図に国道4号バイパスを点線で入れる必要があるのではないか。	バイパスの放線が未決定のため、第1章では入れるべきではないと考えるが、今後、協議の中で参考資料として地図を示す場合は表示する。

第 1 章 序論

- はじめに -

栗原地域は、東北地方の骨格をなす奥羽山脈のほぼ中央に、栗駒国定公園に指定されている栗駒山を有しており、そこから、東南に向かって金成耕土に至るまで、山岳、丘陵、平地と変化に富んだ地形を形成しています。

また、本地域は二迫川、三迫川などを支流とする迫川や善光寺川、透川などを支流とする小山田川が沿岸に広がる肥沃な耕地を潤しています。さらには、ラムサール条約に指定されている伊豆沼、内沼があり、豊かな自然環境に恵まれた地域です。

栗原地域の各町村においては、それら豊かな自然環境のもと、それぞれの歴史・文化の中で、地域資源を活かしながら個性あるまちづくりを進め、地域の振興が図られてきました。また、早くから行政の広域的な課題に対応するため、事務の共同処理や一体的な圏域づくりも行ってきました。

しかし、ライフスタイルの変化による住民ニーズの多様化・高度化や少子高齢化への対応、また、急激な産業構造の変化や長引く景気の低迷による地域産業の不振問題、地球規模の環境保全問題、地方分権が推進する中での地方自治体の基盤強化問題など、日本全体が直面している諸問題は、栗原地域でも解決すべき課題となっています。

また、栗原地域を中心とした周辺地域の市町村合併後を想定すると、東に登米地域（9町）、南に大崎地域（1市6町）、そして北には岩手県一関地域（1市2町1村）という自治体となります。これら地域との地域間競争への対応も必要とされますが、生活圏としての連携のほか、防災対策の連携や広域観光ルートの開発など多分野にわたる地域間連携の充実を図ることも課題となります。

これらの課題を解決し、定住社会として安定した地域振興を図るため、町村合併が有効な手段として捉え、将来的には宮城県北部の中核都市から東北地方を代表する交流都市への飛躍を展望しつつ、より良いまちづくりを進めていきます。

本計画は、栗原地域 10 町村合併後の新市建設のためのマスタープランとして施策の方向性を示す、まちづくりの基本的な指針となるものです。

1 合併の必要性

(1) 地方分権の推進

これまでの行政は、中央における決定が大きな力を持ち、地方自治体における権限は限られていましたが、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が平成 12 年 4 月に施行されるなど、地方分権への環境が整備されつつあります。

地方分権においては、自己決定と自己責任が原則とされており、個々の自治体に政策立案と行政判断の能力が今まで以上に求められます。また、権限が増えることにより、事務作業の分野と事務量も増えることが見込まれます。

これらに対応して自治体の能力を高めるためには、人材の育成と組織の拡充、事務作業の効率化、高度情報ネットワークの構築など、多岐にわたる取組みが必要です。しかし、小規模な組織ではこれらへの取組みや地方分権にふさわしい行政サービスの提供が困難であるため、合併によるスケールメリット¹を活かした新組織での対応が必要となります。

1 / スケールメリット 市町村の人口規模が拡大するにつれて、人口 1 人当たりの行政経費が低くなることを言います。

(2) 少子高齢化社会への対応

急速に少子高齢化が進んでおり、このまま推移すれば集落が維持できなくなる可能性がある中で、一人暮らし等の高齢者をいかに支援していくかが重要な課題となってくることも想定され、そうした課題など福祉・医療分野で増えていく住民ニーズへの対応が、これからの自治体に求められてくると考えられます。

そのようななかで、介護サービス等へ対応するための人員の確保、救急医療体制の充実、予防医学の普及、高齢者の生きがいづくりなどのほか、子供も高齢者もその家族も安心して暮らせる地域づくりをどう実現していくかといった、高齢者福祉・医療への対応が行政の役割として求められています。さらには、子ども達を地域の中でのびのびと健全に育み、将来の地域を担う人材として育成することも、行政の大きな役割です。

このような少子高齢化社会において、安心して暮らせる社会を構築するために、生活環境の整備促進や福祉・医療サービスの充実、産業の振興、働く場の確保などの施策が求められます。

(3) 多様化・高度化する住民ニーズへの対応

人々の日常生活圏がますます拡大しているなかで、生活の質の向上や価値観の多様化により、住民の行政に対するニーズも多様化・高度化しているため、雇用、医療・福祉、教育・文化、自然環境などの面で、より質の高い行政サービスの提供が必要とされることから、行政力の強化とともに、幹線道路と生活道路の整備、農林業と観光の振興政策、商工業政策などが求められています。

また、高度情報化社会が到来するなかで、情報ネットワークにより各家庭をつなぐ双方向情報通信が普及すれば、福祉、医療、教育、情報公開などの分野で利便性の高いサービスの提供が可能となることから、情報基盤の整備と普及、その利用による行政サービスの提供は、重要で早急に対応しなければならない課題であります。

これらの多様で広範なニーズに応えることは、各町村にとって負担が大きくなることから、従来型の行政活動や、その活動を前提とした地域活動について、広域的な視点の中で一体的に見直しを行い、同時に行政のパートナーとしての住民活動、民間活動団体など行政以外の活動主体をクローズアップさせていく必要があります。

(4) 行財政基盤の強化

日本全体をみても、国・地方を合わせた長期債務残高が、平成 14 年度末で 693 兆円（国民 1 人当たり約 540 万円）に達する見込であるなど、極めて厳しい状況にあります。

一方、地方財政においては、地方交付税制度の見直しが論議されるなど、さらに厳しい財政運営を強いられることは必至であり、また、地方分権の推進により、多様で高度化した住民ニーズに応えるべく、自治体の主体的な住民サービスの向上への取り組みなどにおいて、将来的には小規模な町村ほど厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

そのような状況の中で、地方分権にふさわしい自治行政を展開するためには、行財政の基盤を強化する必要があります。

その方法としては、組織の効率化による経費の削減に伴う財政基盤の改善、自治体の合併による行政力の強化が考えられます。

そのためには、市内に同一機能の施設を重複して運営するのではなく、効率的な組織再編と運営業務の見直しを図り、行政サービス水準を維持しつつ、低コストでの事業体制を整えていかなければなりません。

(5) 広域的な施設整備

これまで、各町村において比較的同じような文化施設やスポーツ施設などの公共的施設が整備されてきました。

今後、さらに厳しい財政状況を迎える中で、多様化する住民ニーズに十分に応えるためには、全市的な視点から、これまでの画一的な施設整備を見直すことが必要になります。

また、施設の利用方法も全市的な視点から再検討をし、効率的で有効活用されるための整備や運営を行っていく必要があります。

協議第24号

町名、字名の取扱いについて

町名、字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年11月13日

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

町名、字名の取扱いについて

- 1 町名については、市（旧町村名）とする。
ただし、町・村の表記は除くものとする。
- 2 字名については、現行のまま新市に引継ぐものとする。
ただし、字名の変更等については、新市において速やかに調整するものとする。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協 定 項 目	町名、字名の取扱い	関 係 項 目	町村、字名の名称
調整方針・調整内容	1 町名については、〇〇市△△(旧町村名)とする。ただし、町・村の表記は除くものとする。 2 字名については、現行のまま新市に引継ぐものとする。ただし、字名の変更等については、新市において速やかに調整するものとする。		

参 考 事 項										
協 議 項 目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村
字の名称	青野 字赤坂 ※ 字赤沢 字荒田沢 伊豆一丁目 伊豆二丁目 伊豆三丁目 伊豆四丁目 字芋塚 ※ 字内沢 字内南沢 字太田 字蟹沢 字上高森 字上高森下 字上照越 字上宮野 字唐竹林 字川添 木戸 字久伝 字黒瀬 源光 ※ 字源光 ※ 字左足 字左足下 字左足西 字小淵西 字小淵東 字小山 字境田 字佐野原 ※ 字沢入 字下高森 字下高森下 字下高森南 字下待井 字下宮野 字城生野 字新太田 新田 ※ 字新田 ※ 字新田東 字堰下 字曾内浦 字曾内前 高田一丁目 高田二丁目 高田三丁目 字館下 字築館蟹沢 字築館新八ッ沢 字照越 字富 字留場 字中田 ※ 字成田 字西小山 字萩沢 藤木 字南小山 薬師一丁目 薬師二丁目 薬師三丁目 薬師四丁目 字薬師ヶ丘	有賀字 字大林 字上畑岡 字川北 字川南 ※ 字下畑岡 字福岡 武鎗字	泉沢 稲屋敷 芋塚 ※ 岩ヶ崎 片子沢 ※ 栗原 桜田 猿飛来 里谷 鳥沢 中野倉 沼倉沼 深谷 松倉 嶺崎 文幡 八幡丸	字赤坂 ※ 字揚沢 字上沢 字愛宕 字穴田 字新町 字石神 字板橋 字一本木 字一本松 字運難 字乙牧堀 字小山下 字小山田 字折木 字覚満寺 字覚満寺台 字覚満寺前 字影の沢 字柏木 字桂葉 字上折木 字上桂葉 字上京ヶ崎 字上佐野 字上関の田 字上外沢田 字上台下 字上萩田 字萱刈 字刈沼 字川南 ※ 字閑所抜 字観音沢 字観音堂 字雉子畑 字北甚六原 字北原 字狐穴 字京ヶ崎 字京ヶ崎穴田 字京ヶ崎水押 字崩目 字久保田 字甲牧堀 字小田 字五輪 字桜丁 字佐野沢田 字佐野丁 字猿栗田 字沢 字下町 字清水権現 字清水権現下 字下折木 字下柏木 字下京ヶ崎 字下佐野 字下関田 字下台下 字下中の茎 字下萩田 字十二神 字勝負ヶ町 字新赤坂	字青木 字愛宕 字荒町 字荒屋敷 字飯の森 字一本杉 字岩ヶ沢 字南田 字江合田 字大川口 字大久保 字大栗 字大清水 字大平沢 字岡田 字岡田前 字沖浦 字鍛冶屋敷 片子沢 ※ 字上大工 字上川原 字上久保 字上小僧 字上中島 字川台 北沢 狐崎 字切岸 字切瀬 字久保田 字間杭本 字小坂本 字境下 字坂下西 字佐野 字佐野原 ※ 字沢田 字猿田原 字鹿込 字嶋林 字下大土 字下小僧 字新小坂本 字神山 字新中島 字新米 字新御崎 字新三嶋 字新宮前 字須崎 字清水目 字大際 字高田 ※ 字高橋 字伊達田 字土川 字天神 字中小僧 字長沢 字中島 字中田 ※ 字中屋敷浦 字西風下	大里字 藤沢字	字北郷 ※ 字南郷 ※ 字袋	姉齒字 有馬字 字稻荷前 字入生田 字入ノ沢 字祝 字字南崎 字狼ノ沢 字大久保沢 大堤字 小堤字 賢児字 字金山沢 字上富田 字髪長 字上町 字上町西裏 字上町東裏 字熊ノ下 字黄金田 沢辺字 末野字 津久毛字 字鏝瓦 字長館 字長根沢 字中町 ※ 字中町西裏 字爪木沢 字日向 字日向田 藤渡戸字 字平治屋敷 字奉公田 字干谷沢 字三沢 字宮前 字山中堤下 字四ッ屋敷	上戸南 荒町北 荒町南 伊豆野 上沖 上里 御場南 川敷 川敷新治郎 北伊豆野 北郷 ※ 北堀口 芝の脇南 下沖 下里 城内北 城内南 新上戸 新大江北 新大谷地 新刈敷 新川の口 新熊谷 新徳富 新糠塚 新沼崎 新橋本 新馬場 新原 新日向 新間海 台東 大門南 高畑浦 館浦 戸崎北 戸崎南 中沖 西沖 沼崎 花崎西 花崎東 東沖 堀口 堀口沖 間内東 南伊豆野 南郷 ※ 南堀口 南八樟 八樟 八樟沖 八樟北 要害東 横峰浦	字草木沢 字本沢

参 考 事 項														
協議項目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村				
字の名称	薬師台 字八沢 字横須賀			字新小山下 字覚満寺 字新桂葉 字新萱刈 字新狐穴 字新京ヶ崎 字新佐野 字新沢田 字新清水権現 字新勝負ヶ町 字新神明 字新透川 字新関の田 字新剃田 字新田 ※ 字新筒の池 字新中の茎 字新西石沢前 字新西神原 字神明 字新竜泉寺浦 字透川 字千神 字千刈高田 字善光寺 字袖山 字外沢田 字剃田 字太子堂 字大寺 字台町 字高田 ※ 字高田岡田 字立街道 字長福寺 字鶴巻 字丁神明 字丁牧堀 字天神浦 字天神堂 字天王沢 字筒の池 字筒の口 字豊田 字中里 字中佐野 字中島 字中田 ※ 字中の茎 字長畑 字中袋 字中町 ※ 字長町 字西刈沼 字西沢田 字西善光寺 字忽滑 字萩田 字原田 字東浦 字東刈沼 字東善光寺 字東館 字広畑 字二ツ井戸	字二階堂 字西沢 字日月東 字沼田 字萩生 字日向 字火の沢 字平館 字平館前 字不動西 字細越 真坂字 字松の木 字松の木下 字松原沢 字御崎 字三嶋 字宮下 字宮前 字明神沢 字女子町 字屋敷田 字谷地 柳目字 字山崎 字山沢 字要害 字横町 字横町浦 字論田									
参考事例	<p>【先進地事例】字の名称について …… ○○市○○(旧町村名)字○○とする。 …… 原則現行のまま新市に引継ぐものとする。ただし、同一もしくは類似する字名については、合併までに関係する住民と協議し、調整後に決定する。</p> <p>【栗原地域】同一字名 …… 赤坂(築館町、高清水町) 芋塚(築館町、栗駒町) 新田(築館町、高清水町) 高田(一迫町、高清水町) 佐野原(築館町、一迫町) 川南(若柳町、高清水町) 中町(高清水町、金成町) 北郷(鶯沢町、志波姫町) 南郷(鶯沢町、志波姫町) 片子沢(栗駒町、一迫町) 中田(築館町、一迫町、高清水町)</p>													

協議第24号 町名、字名の取扱いについて 「参考資料」

〔合併前〕

栗原郡築館町青野

栗原郡若柳町有賀字

栗原郡栗駒町泉沢

栗原郡高清水町小山田字

栗原郡一迫町字青木

栗原郡瀬峰町大里字

栗原郡鶯沢町字北郷

栗原郡金成町姉齒字

栗原郡志波姫町上戸南

栗原郡花山村字草木沢

〔合併後の調整案〕

市築館青野

市若柳有賀字

市栗駒泉沢

市高清水小山田字

市一迫字青木

市瀬峰大里字

市鶯沢字北郷

市金成姉齒字

市志波姫上戸南

市花山字草木沢

学校教育事業について

学校教育事業について、次のとおり提案する。

平成15年11月13日

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

学校教育事業について

- 1 通学費助成については、現行のとおりとし、児童生徒の通学負担の公平性を確保するため、速やかに新市において調整するものとする。
- 2 スクールバスについては、現行のとおりとし、速やかに新市において調整するものとする。
- 3 奨学資金については、若柳町の例により、合併時までに調整する。
- 4 就学援助については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 5 就園奨励費補助については、築館町の例により、合併時までに調整する。
- 6 幼稚園の保育年限、入園資格等については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整するものとする。
- 7 幼稚園の授業料については、栗駒町の例により、速やかに新市において調整するものとする。
- 8 預かり保育の実施については、栗駒町の例により、合併時までに調整するものとする。
- 9 預かり保育料については、一迫町の例により、合併時までに調整する。
- 10 給食調理場施設としての、センター方式、単独調理場方式、及び幼稚園給食については、現行のとおり新市に引き継ぐものとするが、給食未実施校については、速やかに新市において調整するものとする。
- 11 給食費については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整内容

協定項目	学校教育事業	関係項目	通学費助成、スクールバス、奨学資金、就学援助、就園奨励費
調整方針・調整内容	<p>1 通学費助成については、現行のとおりとし、児童生徒の通学負担の公平性を確保するため、速やかに新市において調整するものとする。</p> <p>2 スクールバスについては、現行のとおりとし、速やかに新市において調整するものとする。</p> <p>3 奨学資金については、若柳町の例により、合併時まで調整する。</p> <p>4 就学援助については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>5 就園奨励費補助については、築館町の例により、合併時まで調整する。</p>		

協議項目		築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村
通学費助成	対象	助成なし	助成なし	園児・児童・生徒、最寄の停留所から学校最寄の停留所までの定期券購入額 自転車通学については、自転車の維持管理費	助成なし	・在学する小学校より片道4km以上の通学者 ・在学する中学校より片道6km以上の通学者	助成なし	細倉地区から通学する中学校生徒	金成中学校通学生徒対象 中学校起点とし、通学距離6km以上（スクールバス運行区域除） スクールバス利用の生徒で最寄の停留所を起点とし通学距離6km以上	・在学する小学校より片道4km以上の通学者 ・在学する中学校より片道6km以上の通学者	・在学する小学校より片道4km以上の通学者 ・在学する中学校より片道6km以上の通学者 (特別な事由を除く)
	補助金額			1学年に当たり300日を限度とし、それぞれ算定した額 園児・児童 ・片道4km以上の者：定期券購入額 生徒 ・片道5km以上6km未満の者 定期券購入額の2分の1の額 ・片道6km以上の者 定期券から定期券有効期限の日数に30円を乗じた額を控除した額 自転車通学の場合 ・片道5km以上6km未満の者 30日につき250円 ・片道6km以上の者 30日につき500円		小学校児童 ・片道4km以上6km未満の者 1人1年間に9,000円 ・片道6km以上8km未満の者 1人1年間に11,000円 ・片道8km以上の者 1人1年間に13,000円 (スクールバス運行区域除く) 中学校生徒 ・片道6km以上8km未満の者 1人1年間に11,000円 ・片道8km以上の者 1人1年間に13,000円		交通機関を利用して通学する生徒にあっては、住居から学校所在地までの通常の方法により通学する往復の費用 しかし、町所有のスクールバスを利用しているため、通学費は支給していない。	・片道6km以上7km未満 2,000円/月 以降1km毎に600円加算 20km以上10,400円上限	・乗合自動車利用者 (自転車通学者も準用) 園児：交通費の2分の1 児童・生徒：交通費の3分の1 (3ヶ月定期の金額を基準)	・片道4km以上5km未満の者 額 2,000円(小学校のみ) ・片道5km以上6km未満の者 額 2,500円(小学校のみ) ・片道6km以上7km未満の者 額 3,000円 ・片道7km以上8km未満の者 額 3,500円 ・片道8km以上9km未満の者 額 4,500円 ・片道9km以上10km未満の者 額 5,000円 ・片道10km以上の者 額 5,500円
スクールバス	なし	なし	若柳幼稚園 大目小学校学区の園児対象 登園時のみ 運行形態：町管理のワゴン車 個人負担 無	宝来・鳥矢崎(幼稚園、小学校) 全地区、全園児、児童スクールバス 運行形態：バス会社委託 栗駒・文字・尾松、岩ヶ崎 (幼稚園、小学校) 路線バス利用、個人負担無 栗駒中学校 運行形態：町管理のバス 対象：栗駒、文字地区の生徒 個人負担 協力金：1人10,000円/年	高清水(保育園、幼稚園、小学校、中学校) 全地区、全園児、児童、生徒対象 運行形態：町管理のバス (タクシ-会社委託) 高清水町福祉バス 個人負担 園児に係る使用料 30円/1回 児童、生徒 50円/1回 ・保育園、幼稚園通園通所 定期に係る使用料 1,000円/月	一迫小学校 一迫学区(一迫南沢、大川口下)の小学生を対象 運行形態：町管理のバス (臨時雇用運転手) 個人負担 一迫南沢1年~4年 2,000円/月 大川口下1年~3年 1,000円/月 4年 500円/月 幼稚園児 無料	瀬峰小学校 藤沢、大里地区の2年生以下対象 但し、2km以上の通学距離で希望者 運行形態：町管理のバス (町社会福祉協議会に委託) 個人負担 無 瀬峰幼稚園 藤沢、大里地区の1km以上通園距離 希望者 運行形態：町管理のバス (町社会福祉協議会に委託) 個人負担 無	細倉学区の児童・生徒 運行形態：町管理のバス (シルバー人材センタ-に委託) 個人負担 無	歩行通園児以外の園児の登降園時 運行業務委託：(株)金成町地域振興公社 通学距離4km以上の児童 (萩野地区、金成畑地区) 通学距離6km以上の生徒 (萩野地区、金成畑地区) 運行形態：町管理のバス (株)金成町地域振興公社に委託) 個人負担 無	小学校・幼稚園 遠距離より通園する小学校 1,2年生並びに幼稚園児 運行形態：町管理のバス (臨時雇用運転手) 個人負担：1,000円/月	小学校・幼稚園(バス無路線区域) 運行形態：町管理のバス (村職員、技術職) 個人負担 無
奨学資金	根拠例規等	なし	若柳町奨学資金貸与条例	なし	石崎育英会	一迫町奨学資金貸与基金条例	なし	鶯沢町奨学資金貸与条例	なし	なし	花山村奨学資金貸与条例
	予算		基金		基金	基金		基金			一般
	要件		町内に居住する者の子どもで、高校、高等専門学校、大学等に進学又は在学する方で経済的理由により就学が困難であり、貸与が必要と認められる方		高清水町出身者で高等学校及び大学に在学し、学力優秀品行方正及び身体強健で学資の支弁が困難と認められる者	一迫町出身の優秀な学生及び生徒であって、学校教育法に規定する高等学校以上に就学する者		3年以上町に居住する者に次に該当する者 学業成績が優秀な者 生活態度が良好な者 身体の健全な者 学資の支弁が困難と思われる者 高等学校以上の学校に在学する者			村内に住所を有し、2年以上居住している者。学業成績優秀で、現に高等学校以上に在学中又は入学許可を受けた者であること。
	保証人		2名		2名	1名		2名			2名
	貸与金額(月額)		高校生 15,000円以内 高等専門学校 25,000円以内 大学生等 40,000円以内		高校生 13,000円 大学生 25,000円	高校生 11,000円 大学生 29,000円		高校生 15,000円以内 高等専門学校 20,000円以内 大学生等 25,000円以内			高校生 15,000円 大学生 25,000円
	審査機関		若柳町奨学事業運営委員会		育英会	教育委員会		奨学生選考委員会			奨学生選考委員会
	貸与期間		決定された時から正規の修学期間		決定された時から正規の修学期間	資金の貸与を受ける者の在学する学校の正規の修学期間内		決定された時から正規の修学期間			決定された時から正規の修学期間
	返済方法等		・無利子 ・卒業後1年間据置 ・据置期間経過後、月賦、半年賦年賦いずれかの方法で償還 ・10年以内の償還 ・繰上償還可能		・最終学校を卒業した後6ヶ月以内に償還 ・繰上償還可能	・無利子 ・最終学校を卒業した後1年は据置 ・上記据置期間経過後10年以内に償還 ・繰上償還可能		・最終学校を卒業した後1年は据置 ・上記据置期間経過後10年以内に償還 ・繰上償還可能			・最終学校を卒業した後1年は据置 ・上記据置期間経過後10年以内に償還 ・繰上償還可能

協定項目	学校教育事業	関係項目	幼稚園運営、幼稚園授業料、預かり保育
調整方針・調整内容	6 幼稚園の保育年限、入園資格等については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整するものとする。 7 幼稚園の授業料については、栗駒町の例により、速やかに新市において調整するものとする。 8 預かり保育の実施については、栗駒町の例により、合併時までに調整する。 9 預かり保育料については、一迫町の例により、合併時までに調整する。		

参 考 項 目

協議項目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村
幼稚園運営	幼稚園名 築館幼稚園 所在地 築館町薬師2-4-22 定員 140名 5歳児 45名 4歳児 - 3歳児 - 計 45名 園長 1名(併任) 教頭 1名(併任) 教諭 3名(うち預かり保育1名) 事務員等 1名(4幼稚園分) 用務員 - 計 6名 建築年次 昭和63年 敷地 2,578㎡ 園舎 1,078㎡ 運動場 1,500㎡ その他 -	幼稚園名 若柳幼稚園 所在地 若柳町字川北塚原55 定員 120名 5歳児 77名 4歳児 - 3歳児 - 計 77名 園長 1名(併任) 教頭 1名(併任) 教諭 1名(養護教員併任) 事務員等 - 用務員 - 計 3名 建築年次 昭和59年 敷地 2,553㎡ 園舎 585㎡ 運動場 1,552㎡ その他 17㎡	幼稚園名 岩ヶ崎幼稚園 所在地 栗駒町岩ヶ崎下小路13-9 定員 90名 5歳児 39名 4歳児 40名 3歳児 - 計 79名 園長 1名 教頭 - 教諭 4名(1名臨時) 事務員等 - 用務員 1名 計 6名 建築年次 平成9年 敷地 1,076㎡ 園舎 500㎡ 運動場 522㎡ その他 54㎡	幼稚園名 高清水町幼稚園 所在地 高清水町字佐野丁32 定員 70名 5歳児 26名 4歳児 20名 3歳児 - 計 46名 園長 1名 教頭 - 教諭 2名 事務員等 - 用務員 - 計 - 建築年次 平成12年 敷地 2,654㎡ 園舎 1,374㎡ 運動場 1,280㎡ その他 -	幼稚園名 一迫幼稚園 所在地 一迫町真坂字新道満30 定員 140名 5歳児 44名 4歳児 40名 3歳児 - 計 84名 園長 1名(小学校長兼務) 教頭 - 教諭 6名 事務員等 - 用務員 1名 計 7名 建築年次 平成6年 敷地 2,750㎡ 園舎 488㎡ 運動場 2,150㎡ その他 112㎡	幼稚園名 瀬峰幼稚園 所在地 瀬峰町大里字富清水山26-16 定員 120名 5歳児 39名 4歳児 28名 3歳児 - 計 67名 園長 1名(小学校長兼務) 教頭 1名(小学校教頭兼務) 教諭 6名(うち養護教諭は、小学校兼務) 事務員等 1名(業務補助員) 用務員 2名(小学校兼務) 計 11名 建築年次 昭和62年(一部、平成11年) 敷地 2,049㎡ 園舎 639㎡ 運動場 983㎡ その他 -	幼稚園名 鶯沢幼稚園 所在地 鶯沢町字南郷辻前10 定員 70名 5歳児 21名 4歳児 25名 3歳児 - 計 46名 園長 1名(小学校長兼務) 教頭 1名(小学校教頭兼務) 教諭 4名(うち預かり保育1名) 事務員等 - 用務員 - 計 6名 建築年次 昭和33年 敷地 447㎡ 園舎 419㎡ 運動場 なし(小学校の運動場使用) その他 2,390㎡	幼稚園名 金成幼稚園 所在地 金成町上町字西裏57 定員 105名 5歳児 63名 4歳児 - 3歳児 - 計 63名 園長 1名(非常勤特別職) 教頭 - 教諭 4名 事務員等 - 用務員 1名(個人委託契約) 計 6名 建築年次 昭和48年 敷地 3,875㎡ 園舎 562㎡ 運動場 2,480㎡ その他 -	幼稚園名 ふたば幼稚園 所在地 志波姫町新沼崎156 定員 280名 5歳児 53名 4歳児 64名 3歳児 47名 計 164名 園長 1名 教頭 1名 教諭 10名 事務員等 - 用務員 1名 計 13名 建築年次 昭和58年 敷地 7,811㎡ 園舎 1,076㎡ 運動場 3,745㎡ その他 2,990㎡	幼稚園名 花山幼稚園 所在地 花山村字本沢北ノ前55 定員 40名 5歳児 15名 4歳児 11名 3歳児 11名 計 37名 園長 1名(小学校長兼務) 教頭 1名(小学校教頭兼務) 教諭 3名 事務員等 1名(委託) 用務員 - 計 - 建築年次 平成6年 敷地 2,085㎡ 園舎 253㎡ 運動場 1,585㎡ その他 -
	幼稚園名 玉沢幼稚園 所在地 築館町照越大ヶ原43 定員 80名 5歳児 14名 4歳児 - 3歳児 - 計 14名 園長 1名(併任) 教頭 1名(併任) 教諭 2名 事務員等 - 用務員 - 計 4名 建築年次 平成4年 敷地 2,438㎡ 園舎 1,897㎡ 運動場 541㎡ その他 -	幼稚園名 有賀幼稚園 所在地 若柳町字武鎗竹之内前3 定員 40名 5歳児 12名 4歳児 - 3歳児 - 計 12名 園長 1名(併任) 教頭 1名(併任) 教諭 1名(養護教員併任) 事務員等 - 用務員 - 計 3名 建築年次 昭和53年 敷地 240㎡ 園舎 199㎡ 運動場 836㎡ その他 -	幼稚園名 尾松幼稚園 所在地 栗駒町稲屋敷後原前78 定員 70名 5歳児 37名 4歳児 26名 3歳児 - 計 63名 園長 1名 教頭 - 教諭 4名(1名臨時) 事務員等 - 用務員 1名 計 6名 建築年次 昭和63年 敷地 1,683㎡ 園舎 864㎡ 運動場 593㎡ その他 226㎡	幼稚園名 金田幼稚園 所在地 一迫町川口字町東12 定員 70名 5歳児 13名 4歳児 12名 3歳児 - 計 25名 園長 1名(小学校長兼務) 教頭 1名(小学校教頭兼務) 教諭 2名 事務員等 - 用務員 1名 計 3名 建築年次 平成9年 敷地 1,153㎡ 園舎 373㎡ 運動場 625㎡ その他 155㎡						
	幼稚園名 宮野幼稚園 所在地 築館町下宮野館9 定員 80名 5歳児 20名 4歳児 - 3歳児 - 計 20名 園長 1名(併任) 教頭 1名(併任) 教諭 2名 事務員等 - 用務員 - 計 4名 建築年次 昭和61年 敷地 1,893㎡ 園舎 800㎡ 運動場 1,093㎡ その他 -	幼稚園名 大岡幼稚園 所在地 若柳町字大林東千刈1 定員 40名 5歳児 12名 4歳児 - 3歳児 - 計 12名 園長 1名(併任) 教頭 1名(併任) 教諭 1名(養護教員併任) 事務員等 - 用務員 - 計 3名 建築年次 平成4年 敷地 695㎡ 園舎 230㎡ 運動場 415㎡ その他 13㎡	幼稚園名 文字幼稚園 所在地 栗駒町文字葛峰14-9 定員 25名 5歳児 10名 4歳児 9名 3歳児 - 計 19名 園長 1名 教頭 1名 教諭 2名 事務員等 - 用務員 1名 計 5名 建築年次 昭和53年 敷地 922㎡ 園舎 443㎡ 運動場 450㎡ その他 29㎡							
	幼稚園名 富野幼稚園 所在地 築館町城生野北田沖274 定員 40名 5歳児 11名 4歳児 - 3歳児 - 計 11名 園長 1名(併任) 教頭 1名(併任) 教諭 1名 事務員等 - 用務員 - 計 3名 建築年次 平成6年 敷地 1,556㎡ 園舎 566㎡ 運動場 990㎡ その他 -	幼稚園名 畑岡幼稚園 所在地 若柳町字上畑岡大立51-2 定員 40名 5歳児 18名 4歳児 - 3歳児 - 計 18名 園長 1名(併任) 教頭 1名(併任) 教諭 1名(養護教員併任) 事務員等 - 用務員 - 計 3名 建築年次 昭和60年 敷地 768㎡ 園舎 231㎡ 運動場 400㎡ その他 -	幼稚園名 栗駒幼稚園 所在地 栗駒町松倉東東船5 定員 30名 5歳児 13名 4歳児 13名 3歳児 - 計 26名 園長 1名 教頭 1名 教諭 3名 事務員等 - 用務員 1名(臨時) 計 6名 建築年次 平成5年 敷地 1,090㎡ 園舎 483㎡ 運動場 457㎡ その他 150㎡							

協定項目	学校教育事業	協議項目	学校給食
調整方針・調整内容	10 給食調理場施設としての、センター方式、単独調理場方式、及び幼稚園給食については、現行のとおり新市に引き継ぐものとするが、給食未実施校については、速やかに新市において調整するものとする。 11 給食費については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。		

参 考 項 目																									
協議項目		若柳町				栗駒町								一迫町		鶯沢町		志波姫町							
給食調理場施設																									
名称	若柳町立学校給食センター	栗駒町立岩ヶ崎小学校	栗駒町立尾松小学校	栗駒町立文字小学校	栗駒町立栗駒小学校	栗駒町立栗駒小学校耕英分校	栗駒町立宝来小学校	栗駒町立鳥矢崎小学校	一迫町学校給食センター	鶯沢町学校給食共同調理場	栗原南部学校給食センター														
所在地	若柳町字川南子々松412-1	栗駒町岩ヶ崎下小路1	栗駒町稲屋敷後原前9-2	栗駒町文字葛峰11-8	栗駒町松倉東貴船5	栗駒町沼倉耕英中180	栗駒町片子沢山城54	栗駒町鳥沢山王下54-81	一迫町真坂山王30	鶯沢町字南郷下久保前3-2	志波姫町南堀口57														
形態	センター方式	単独調理場方式	単独調理場方式	単独調理場方式	単独調理場方式	単独調理場方式	単独調理場方式	単独調理場方式	センター方式	センター方式	センター方式														
建設年	平成2年5月	平成13年3月	昭和60年6月	昭和53年12月	平成6年3月	昭和35年10月	平成4年3月	平成2年3月	昭和42年1月	昭和60年3月	昭和48年10月														
建物面積	729㎡	150㎡	116㎡	42㎡	81㎡	49㎡	80㎡	105㎡	391㎡	276㎡	1,211.40㎡														
調理能力	3,000食	274食	212食	101食	127食	5食	90食	121食	1,000食	1,000食	6,000食														
職員配置	栄養職員	県職員	1名	1名	1名	-	-	-	-	1名	1名	2名													
		町村職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-													
		嘱託員等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-													
	調理員	町村職員	6名(うち兼務3名)	2名	1名	1名	1名	1名	1名	2名	-	1名	8名												
		嘱託員等	3名	1名	2名	1名	1名	-	1名	-	-	-	12名												
	事務職員等	管理職	所長1名、副参事1名	-	-	-	-	-	-	-	兼務所長1名、町班長1名	所長1名	所長1名、次長心得1名												
		町村職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
		嘱託員等	-	-	-	-	-	-	-	-	1名	-	-												
	その他	町村職員	ボイラ-技師1名(調理員兼務) 運転技術員2名(調理員兼務)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ボイラ-技師1名 運転手2名											
		嘱託員等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	運転手4名											
計	県職員	1名	1名	1名	-	-	-	-	-	-	-	-	1名	1名	2名										
	町村職員	8名	2名	1名	1名	1名	1名	1名	2名	2名	2名	13名													
	嘱託員等	3名	1名	2名	1名	1名	-	1名	-	1名	-	16名													
	計	12名	4名	4名	2名	2名	1名	2名	2名	4名	3名	31名													
外部委託職員														調理員		6名	調理員		2名						
														運搬車委託		1名	運転手		1名						
																	パート職員		4名						
給食供給数	幼稚園	4	131	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	109	1	46	-	-			
	小学校	5	806	1	248	1	192	1	66	1	80	1	3	1	58	1	78	4	423	1	175	12	2,062		
	中学校	1	478	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	288	1	90	5	1,250		
	その他	1	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	計	11	1,427	1	248	1	192	1	66	1	80	1	3	1	58	1	78	7	820	3	311	17	3,312		
備考																					委託している町 築館町、高清水町、瀬峰町 金成町				

参 考 項 目										
協 議 項 目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村
給食費の単価	幼稚園	-	244円 / 1食	-	-	260円 / 1食	-	255円 / 1食	-	-
	小学校	242円 / 1食	251円 / 1食	岩ヶ崎小学校 258円 / 1食 尾松小学校 268円 / 1食 文字小学校 200円 / 1食 栗駒小学校 260円 / 1食 耕英分校 317円 / 1食 宝来小学校 268円 / 1食 鳥矢崎小学校 247円 / 1食	242円 / 1食	255円 / 1食	242円 / 1食	255円 / 1食	242円 / 1食	242円 / 1食
	中学校	295円 / 1食	310円 / 1食	-	295円 / 1食	311円 / 1食	295円 / 1食	305円 / 1食	295円 / 1食	295円 / 1食
参考法令、参考事例	<p>学校給食法（抜粋） （学校給食の目標） 第2条 学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。 （1）日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。 （2）学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。 （3）食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。 （4）食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。 （義務教育諸学校の設置者の任務） 第4条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。 （国及び地方公共団体の任務） 第5条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。 （2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設） 第5条の2 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設（次条において「共同調理場」という。）を設けることができる。 （経費の負担） 第6条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。 2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第22条第1項に規定する保護者の負担とする。</p>					<p>さぬき市 1) 通学区については、当面現行のとおりとする。ただし、新市において通学区の検討を行う。 2) 学校給食については、当面の間現行どおりとする。ただし、新市において施設、給食費等の検討を行う。運営委員会については、新市において新たに設置する。 3) 奨学金制度については、水準の高い町の例により実施する。なお、奨学金の額は次のとおりとする。 ・高等学校生徒、高等専門学校生徒 15,000円 / 月（貸与期間 5年以内） ・大学生、専修学校生徒 37,000円 / 月（貸与期間 4年以内） 4) 幼稚園の取扱いについて 授業料および入園料は現行のとおりとする。 保育時間は新市において統一して実施する。また、給食は現行のとおりとする。 入園資格、定員及び学級数は当面現行のとおりとする。ただし、新市において検討を行う。 授業料等減免および私立幼稚園就園奨励費補助金については、国の基準により設定する。 心身障害児就学指導委員会及び遠距離通学者等対策委員会は、新市において新たに設置する。</p> <p>周南市 1) 新市に移行後、速やかに調整する。 2) 学校給食の取扱いについては次のとおりとする。 給食費については、負担公平の立場に立ち行政格差が生じないように統一価格の設定を図るよう新市移行後速やかに調整する。 センタ方式と単独校方式、業務委託、幼稚園給食については、現行のまま新市に引き継ぐ。 3) 奨学金貸与事業については、徳山市の例により調整する。ただし、貸付金額については上位のものに合わせる。</p>				

協議第 26 号

障害者福祉事業について

障害者福祉事業について、次のとおり提案する。

平成 15 年 11 月 13 日

栗原地域合併協議会
会長 菅原 郁夫

障害者福祉事業について

- 1 障害者計画については、「くりはら障害者プラン」を新市の障害者計画とし、新たな障害者計画を平成 17 年度に策定する。
- 2 「更生医療給付事務」「重度障害者・児、日常生活用具給付等事業」「身体障害者・児、補装具給付事業」「障害者支援費」については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 3 身体障害者相談員事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 4 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業については、築館町の例により合併時まで調整する。
- 5 「精神障害者居宅介護等支援事業」「精神障害者短期入所事業」「精神障害者地域生活援助事業」については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協定項目	障害者福祉	関係項目
調整方針・調整内容	<p>1 障害者計画については、「くりはら障害者プラン」を新市の障害者計画とし、新たな障害者計画を平成17年度に策定する。</p> <p>2 「更生医療給付事務」「重度障害者・児、日常生活用具給付等事業」「身体障害者・児、補装具給付事業」「障害者支援費」については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>3 身体障害者相談員事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>4 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業については、築館町の例により合併時まで調整する。</p> <p>5 「精神障害者居宅介護等支援事業」「精神障害者短期入所事業」「精神障害者地域生活援助事業」については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>	

協議項目	参 考 事 項									
	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷲沢町	金成町	志波姫町	花山村
1 障害者計画	くりはら障害者プラン(平成11年度～17年度)栗原郡で策定済み	くりはら障害者プラン(平成11年度～17年度)栗原郡で策定済み	くりはら障害者プラン(平成11年度～17年度)栗原郡で策定済み	くりはら障害者プラン(平成11年度～17年度)栗原郡で策定済み	くりはら障害者プラン(平成11年度～17年度)栗原郡で策定済み	くりはら障害者プラン(平成11年度～17年度)栗原郡で策定済み	くりはら障害者プラン(平成11年度～17年度)栗原郡で策定済み	くりはら障害者プラン(平成11年度～17年度)栗原郡で策定済み	くりはら障害者プラン(平成11年度～17年度)栗原郡で策定済み	くりはら障害者プラン(平成11年度～17年度)栗原郡で策定済み
2-(1) 更生医療給付事務	1、対象:対象疾患の身障者手帳保持者で障害者更生相談所において医療給付を認められた者 2、自己負担:厚生労働省通知による額 3、医療機関:指定を受けた医療機関 4、実人員(14年度):46人 5、実績総額:4,513,626円	1、対象:対象疾患の身障者手帳保持者で障害者更生相談所において医療給付を認められた者 2、自己負担:厚生労働省通知による額 3、医療機関:指定を受けた医療機関 4、実人員(14年度):17人 5、実績総額:2,362,392円	1、対象:対象疾患の身障者手帳保持者で障害者更生相談所において医療給付を認められた者 2、自己負担:厚生労働省通知による額 3、医療機関:指定を受けた医療機関 4、実人員(14年度):25人 5、実績総額:4,819,609円	1、対象:対象疾患の身障者手帳保持者で障害者更生相談所において医療給付を認められた者 2、自己負担:厚生労働省通知による額 3、医療機関:指定を受けた医療機関 4、実人員(14年度):11人 5、実績総額:1,056,330円	1、対象:対象疾患の身障者手帳保持者で障害者更生相談所において医療給付を認められた者 2、自己負担:厚生労働省通知による額 3、医療機関:指定を受けた医療機関 4、実人員(14年度):28人 5、実績総額:3,247,009円	1、対象:対象疾患の身障者手帳保持者で障害者更生相談所において医療給付を認められた者 2、自己負担:厚生労働省通知による額 3、医療機関:指定を受けた医療機関 4、実人員(14年度):11人 5、実績総額:873,625円	1、対象:対象疾患の身障者手帳保持者で障害者更生相談所において医療給付を認められた者 2、自己負担:厚生労働省通知による額 3、医療機関:指定を受けた医療機関 4、実人員(14年度):5人 5、実績総額:320,400円	1、対象:対象疾患の身障者手帳保持者で障害者更生相談所において医療給付を認められた者 2、自己負担:厚生労働省通知による額 3、医療機関:指定を受けた医療機関 4、実人員(14年度):11人 5、実績総額:1,025,440円	1、対象:対象疾患の身障者手帳保持者で障害者更生相談所において医療給付を認められた者 2、自己負担:厚生労働省通知による額 3、医療機関:指定を受けた医療機関 4、実人員(14年度):17人 5、実績総額:1,909,519円	1、対象:対象疾患の身障者手帳保持者で障害者更生相談所において医療給付を認められた者 2、自己負担:厚生労働省通知による額 3、医療機関:指定を受けた医療機関 4、実人員(14年度):3人 5、実績総額:571,861円
2-(2) 重度障害者・児、日常生活用具給付等事業	身体・児童・知的福祉法 1、対象:在宅の重度身体障害児・者の身障手帳所持者 2、給付・貸与申請 3、対象日常用具の給付・貸与実績 14年度 視覚障害者:0人 聴覚障害者:0人 内部障害者:0人 肢体不自由:2人 4、実績総額 265,071円	身体・児童・知的福祉法 1、対象:在宅の重度身体障害児・者の身障手帳所持者 2、給付・貸与申請 3、対象日常用具の給付・貸与実績 14年度 視覚障害者:0人 聴覚障害者:2人 内部障害者:0人 肢体不自由:1人 4、実績総額:255,815円	身体・児童・知的福祉法 1、対象:在宅の重度身体障害児・者の身障手帳所持者 2、給付・貸与申請 3、対象日常用具の給付・貸与実績 14年度 視覚障害者:0人 聴覚障害者:2人 内部障害者:0人 肢体不自由:2人 4、実績総額:791,300円	身体・児童・知的福祉法 1、対象:在宅の重度身体障害児・者の身障手帳所持者 2、給付・貸与申請 3、対象日常用具の給付・貸与実績 14年度 視覚障害者:0人 聴覚障害者:2人 内部障害者:0人 肢体不自由:4人 4、実績総額:511,237円	身体・児童・知的福祉法 1、対象:在宅の重度身体障害児・者の身障手帳所持者 2、給付・貸与申請 3、対象日常用具の給付・貸与実績 14年度 視覚障害者:1人 聴覚障害者:0人 内部障害者:0人 肢体不自由:1人 4、実績総額:367,800円	身体・児童・知的福祉法 1、対象:在宅の重度身体障害児・者の身障手帳所持者 2、給付・貸与申請 3、対象日常用具の給付・貸与実績 14年度 視覚障害者:1人 聴覚障害者:0人 内部障害者:0人 肢体不自由:0人 4、実績総額:14,000円	身体・児童・知的福祉法 1、対象:在宅の重度身体障害児・者の身障手帳所持者 2、給付・貸与申請 3、対象日常用具の給付・貸与実績 14年度 視覚障害者:1人 聴覚障害者:0人 内部障害者:0人 肢体不自由:1人 実績なし	身体・児童・知的福祉法 1、対象:在宅の重度身体障害児・者の身障手帳所持者 2、給付・貸与申請 3、対象日常用具の給付・貸与実績 14年度 視覚障害者:1人 聴覚障害者:0人 内部障害者:0人 肢体不自由:1人 4、実績総額:68,180円	身体・児童・知的福祉法 1、対象:在宅の重度身体障害児・者の身障手帳所持者 2、給付・貸与申請 3、対象日常用具の給付・貸与実績 14年度 視覚障害者:1人 聴覚障害者:0人 内部障害者:2人 肢体不自由:1人 4、実績総額:653,535円	身体・児童・知的福祉法 1、対象:在宅の重度身体障害児・者の身障手帳所持者 2、給付・貸与申請 3、対象日常用具の給付・貸与実績 14年度 視覚障害者:0人 聴覚障害者:0人 内部障害者:0人 肢体不自由:0人
2-(3) 身体障害者・児、補装具給付事業	身体・児童福祉法 1、対象:在宅の重度身体障害児・者の身障手帳所持者 2、補装具交付・修理申請 3、対象補装具の交付・修理実績 14年度 視覚障害者:0人 聴覚障害者:2人 音声・言語障害者:2人 内部障害者:14人 肢体不自由:6人 4、実績総額:3,588,732円	身体・児童福祉法 1、対象:在宅の重度身体障害児・者の身障手帳所持者 2、補装具交付・修理申請 3、対象補装具の交付・修理実績 14年度 視覚障害者:0人 聴覚障害者:2人 音声・言語障害者:1人 内部障害者:9人 肢体不自由:4人 4、実績総額:1,096,836円	身体・児童福祉法 1、対象:在宅の重度身体障害児・者の身障手帳所持者 2、補装具交付・修理申請 3、対象補装具の交付・修理実績 14年度 視覚障害者:2人 聴覚障害者:6人 音声・言語障害者:3人 内部障害者:7人 肢体不自由:7人 4、実績総額:2,360,411円	身体・児童福祉法 1、対象:在宅の重度身体障害児・者の身障手帳所持者 2、補装具交付・修理申請 3、対象補装具の交付・修理実績 14年度 視覚障害者:0人 聴覚障害者:0人 音声・言語障害者:0人 内部障害者:8人 肢体不自由:4人 4、実績総額:494,680円	身体・児童福祉法 1、対象:在宅の重度身体障害児・者の身障手帳所持者 2、補装具交付・修理申請 3、対象補装具の交付・修理実績 14年度 視覚障害者:0人 聴覚障害者:3人 音声・言語障害者:1人 内部障害者:6人 肢体不自由:4人 4、実績総額:1,222,217円	身体・児童福祉法 1、対象:在宅の重度身体障害児・者の身障手帳所持者 2、補装具交付・修理申請 3、対象補装具の交付・修理実績 14年度 視覚障害者:0人 聴覚障害者:0人 音声・言語障害者:0人 内部障害者:0人 肢体不自由:9人 4、実績総額:2,306,625円	身体・児童福祉法 1、対象:在宅の重度身体障害児・者の身障手帳所持者 2、補装具交付・修理申請 3、対象補装具の交付・修理実績 14年度 視覚障害者:2人 聴覚障害者:1人 音声・言語障害者:0人 内部障害者:1人 肢体不自由:0人 4、実績総額:69,174円	身体・児童福祉法 1、対象:在宅の重度身体障害児・者の身障手帳所持者 2、補装具交付・修理申請 3、対象補装具の交付・修理実績 14年度 視覚障害者:1人 聴覚障害者:5人 音声・言語障害者:0人 内部障害者:10人 肢体不自由:10人 4、実績総額:1,686,811円	身体・児童福祉法 1、対象:在宅の重度身体障害児・者の身障手帳所持者 2、補装具交付・修理申請 3、対象補装具の交付・修理実績 14年度 視覚障害者:0人 聴覚障害者:2人 音声・言語障害者:0人 内部障害者:5人 肢体不自由:4人 4、実績総額:1,608,250円	身体・児童福祉法 1、対象:在宅の重度身体障害児・者の身障手帳所持者 2、補装具交付・修理申請 3、対象補装具の交付・修理実績 14年度 視覚障害者:0人 聴覚障害者:0人 音声・言語障害者:0人 内部障害者:0人 肢体不自由:2人 4、実績総額:571,861円
2-(4) 障害者支援費	身体・児童・知的福祉法 1、対象:身障・療育手帳所持児・者 2、申請方法:本人・家族の申請(居宅生活支援費 施設訓練等支援費) 3、自己負担:本人又は扶養義務者の負担 4、15年7月末日現在 ・居宅受給者証:7名 ・施設受給者証:40名	身体・児童・知的福祉法 1、対象:身障・療育手帳所持児・者 2、申請方法:本人・家族の申請(居宅生活支援費 施設訓練等支援費) 3、自己負担:本人又は扶養義務者の負担 4、15年7月末日現在 ・居宅受給者証:11名 ・施設受給者証:23名	身体・児童・知的福祉法 1、対象:身障・療育手帳所持児・者 2、申請方法:本人・家族の申請(居宅生活支援費 施設訓練等支援費) 3、自己負担:本人又は扶養義務者の負担 4、15年7月末日現在 ・居宅受給者証:30名 ・施設受給者証:7名	身体・児童・知的福祉法 1、対象:身障・療育手帳所持児・者 2、申請方法:本人・家族の申請(居宅生活支援費 施設訓練等支援費) 3、自己負担:本人又は扶養義務者の負担 4、15年7月末日現在 ・居宅受給者証:4名 ・施設受給者証:20名	身体・児童・知的福祉法 1、対象:身障・療育手帳所持児・者 2、申請方法:本人・家族の申請(居宅生活支援費 施設訓練等支援費) 3、自己負担:本人又は扶養義務者の負担 4、15年7月末日現在 ・居宅受給者証:12名 ・施設受給者証:21名	身体・児童・知的福祉法 1、対象:身障・療育手帳所持児・者 2、申請方法:本人・家族の申請(居宅生活支援費 施設訓練等支援費) 3、自己負担:本人又は扶養義務者の負担 4、15年7月末日現在 ・居宅受給者証:8名 ・施設受給者証:10名	身体・児童・知的福祉法 1、対象:身障・療育手帳所持児・者 2、申請方法:本人・家族の申請(居宅生活支援費 施設訓練等支援費) 3、自己負担:本人又は扶養義務者の負担 4、15年7月末日現在 ・居宅受給者証:8名 ・施設受給者証:13名	身体・児童・知的福祉法 1、対象:身障・療育手帳所持児・者 2、申請方法:本人・家族の申請(居宅生活支援費 施設訓練等支援費) 3、自己負担:本人又は扶養義務者の負担 4、15年7月末日現在 ・居宅受給者証:10名 ・施設受給者証:18名	身体・児童・知的福祉法 1、対象:身障・療育手帳所持児・者 2、申請方法:本人・家族の申請(居宅生活支援費 施設訓練等支援費) 3、自己負担:本人又は扶養義務者の負担 4、15年7月末日現在 ・居宅受給者証:19名 ・施設受給者証:12名	身体・児童・知的福祉法 1、対象:身障・療育手帳所持児・者 2、申請方法:本人・家族の申請(居宅生活支援費 施設訓練等支援費) 3、自己負担:本人又は扶養義務者の負担 4、15年7月末日現在 ・居宅受給者証:0名 ・施設受給者証:5名
3 身体障害者相談員事業	築館町身体障害者相談員設置要綱 1、相談体制 ・相談員:3人(身障手帳所持者200名に1人) ・任期:2年間(～平成16年3月31日) ・謝礼金1ヵ月2,340円×在任月数 ・相談随時受けつけるが、毎月第3水曜日に役場において相談日を実施 2、14年度相談実績:80人	若柳町身体障害者相談員設置要綱 1、相談体制 ・相談員:3人 ・任期:2年間(～平成16年3月31日) ・謝礼金1ヵ月2,340円×在任月数 ・相談随時受けつける 2、14年度相談実績:10人	栗駒町身体障害者相談員設置要綱 1、相談体制 ・相談員:3人 ・任期:2年間(～平成16年3月31日) ・謝礼金1ヵ月2,340円×在任月数 ・相談随時受けつける 2、14年度相談実績:71人	高清水町身体障害者相談員設置要綱 1、相談体制 ・相談員:1名 ・任期:2年間(～平成16年3月31日) ・謝礼金1ヵ月2,340円×在任月数 ・相談随時受けつける 2、14年度相談実績:12人	一迫町身体障害者相談員設置要綱 1、相談体制 ・相談員:2名 ・任期:2年間(～平成16年3月31日) ・謝礼金1ヵ月2,340円×在任月数 ・相談随時受けつける 2、14年度相談実績:60人	瀬峰町身体障害者相談員設置要綱 1、相談体制 ・相談員:1名 ・任期:2年間(～平成16年3月31日) ・謝礼金1ヵ月2,340円×在任月数 ・相談随時受けつける 2、14年度相談実績:10人	鷲沢町身体障害者相談員設置要綱 1、相談体制 ・相談員:1名 ・任期:2年間(～平成16年3月31日) ・謝礼金1ヵ月2,340円×在任月数 ・相談随時受けつける 2、14年度相談実績:4人	金成町身体障害者相談員設置要綱 1、相談体制 ・相談員:2名 ・任期:2年間(～平成16年3月31日) ・謝礼金1ヵ月2,340円×在任月数 ・相談随時受けつける 2、14年度相談実績:72人	志波姫町身体障害者相談員設置要綱 1、相談体制 ・相談員:1名 ・任期:2年間(～平成16年3月31日) ・謝礼金1ヵ月2,340円×在任月数 ・相談随時受け付け、及び生活相談 2、14年度相談実績:0人	花山村身体障害者相談員設置要綱 1、相談体制 ・相談員:1名 ・任期:2年間(～平成16年3月31日) ・謝礼金1ヵ月2,340円×在任月数 ・相談随時受けつける 2、14年度相談実績:20人
4 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成	宮城県実施要綱 1、対象:身障手帳の呼吸器機能障害1級から3級の者 2、登録申請及び医師指示書等の提出 3、助成金:基準額に基づく 4、登録者:12名 5、14年度実績:187,410円	宮城県実施要綱 1、対象:身障手帳の呼吸器機能障害1級から3級の者 2、登録申請及び医師指示書等の提出 3、助成金:基準額の1/2 4、登録者:2名 5、14年度実績:4,500円	未実施	宮城県実施要綱 1、対象:身障手帳の呼吸器機能障害1級から3級の者 2、登録申請及び医師指示書等の提出 3、助成金:基準額に基づく 4、登録者:2名 5、14年度実績:32,220円	未実施	未実施	未実施	宮城県実施要綱 1、対象:身障手帳の呼吸器機能障害3級以上の者 2、登録申請及び医師指示書等の提出 3、助成金:基準額に基づく 4、登録者:8名 5、14年度実績:157,610円	宮城県実施要綱 1、対象:身障手帳所持者で呼吸器機能障害の者 2、登録申請及び医師指示書の提出 3、助成金:基準額に基づく 4、登録者:8名 5、14年度実績:128,920円	未実施

参 考 事 項

協 議 項 目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村
5-(1) 精神障害者居宅介護等支援事業 (ホームヘルプ)	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、日常生活を営むのに支障があり、食事及び身体の清潔の保持等の介助等の便宜を必要とする者。 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、実施主体:築館町 4、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 5、14年度実績:3名 6、14年度経費:374,820円	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、日常生活を営むのに支障があり、食事及び身体の清潔の保持等の介助等の便宜を必要とする者。 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、実施主体:若柳町 4、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 5、14年度実績:1名 6、14年度経費:45,750円	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、日常生活を営むのに支障があり、食事及び身体の清潔の保持等の介助等の便宜を必要とする者。 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、実施主体:栗駒町 4、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 5、14年度実績:1名 6、14年度経費:35,190円	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、日常生活を営むのに支障があり、食事及び身体の清潔の保持等の介助等の便宜を必要とする者。 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、実施主体:高清水町 4、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 5、14年度実績:0名	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、日常生活を営むのに支障があり、食事及び身体の清潔の保持等の介助等の便宜を必要とする者。 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、実施主体:一迫町 4、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 5、14年度実績:1名 6、14年度経費:222,990円	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、日常生活を営むのに支障があり、食事及び身体の清潔の保持等の介助等の便宜を必要とする者。 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、実施主体:瀬峰町 4、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 5、14年度実績:0名	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、日常生活を営むのに支障があり、食事及び身体の清潔の保持等の介助等の便宜を必要とする者。 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、実施主体:鷺沢町 4、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 5、14年度実績:0名 6、14年度経費:6,100円	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、日常生活を営むのに支障があり、食事及び身体の清潔の保持等の介助等の便宜を必要とする者。 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、実施主体:金成町 4、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 5、14年度実績:0名	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、日常生活を営むのに支障があり、食事及び身体の清潔の保持等の介助等の便宜を必要とする者。 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、実施主体:志波姫町 4、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 5、14年度実績:0名	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、日常生活を営むのに支障があり、食事及び身体の清潔の保持等の介助等の便宜を必要とする者。 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、実施主体:花山村 4、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 5、14年度実績:0名
5-(2) 精神障害者短期入所事業 (ショートステイ)	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった在宅の精神障害者 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、実施主体:築館町 4、内容:社会的理由、私的理由による短期入所 5、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 6、14年度実績:1名(14日間) 7、14年度経費:28,280円	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった在宅の精神障害者 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、実施主体:若柳町 4、内容:社会的理由、私的理由による短期入所 5、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 6、14年度実績:0名	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった在宅の精神障害者 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、実施主体:栗駒町 4、内容:社会的理由、私的理由による短期入所 5、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 6、14年度実績:0名	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった在宅の精神障害者 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、実施主体:高清水町 4、内容:社会的理由、私的理由による短期入所 5、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 6、14年度実績:0名	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった在宅の精神障害者 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、実施主体:一迫町 4、内容:社会的理由、私的理由による短期入所 5、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 6、14年度実績:0名	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった在宅の精神障害者 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、実施主体:瀬峰町 4、内容:社会的理由、私的理由による短期入所 5、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 6、14年度実績:1名(8日間) 7、14年度経費:56,560円	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった在宅の精神障害者 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、実施主体:鷺沢町 4、内容:社会的理由、私的理由による短期入所 5、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 6、14年度実績:0名	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった在宅の精神障害者 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、実施主体:金成町 4、内容:社会的理由、私的理由による短期入所 5、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 6、14年度実績:0名	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった在宅の精神障害者 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、実施主体:志波姫町 4、内容:社会的理由、私的理由による短期入所 5、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 6、14年度実績:0名	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった在宅の精神障害者 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、実施主体:花山村 4、内容:社会的理由、私的理由による短期入所 5、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 6、14年度実績:0名
5-(3)精神障害者地域生活援助事業 (グループホーム)	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、食事の世話、金銭出納に関する助言、服薬指導、日常生活における相談、指導の援助を受けて自立生活をを目指す者 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、内容:食事の世話、金銭出納に関する助言、服薬指導、相談及び助言等 4、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 5、14年度実績:1名 6、14年度経費:52,960円/月/5人規模	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、食事の世話、金銭出納に関する助言、服薬指導、日常生活における相談、指導の援助を受けて自立生活をを目指す者 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、内容:食事の世話、金銭出納に関する助言、服薬指導、相談及び助言等 4、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 5、14年度実績:3名(4・5・6人規模)) 6、14年度経費:1,535,830円(補助金)	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、食事の世話、金銭出納に関する助言、服薬指導、日常生活における相談、指導の援助を受けて自立生活をを目指す者 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、内容:食事の世話、金銭出納に関する助言、服薬指導、相談及び助言等 4、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 5、14年度実績:1名(5人規模) 6、14年度経費:458,960円(補助金)	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、食事の世話、金銭出納に関する助言、服薬指導、日常生活における相談、指導の援助を受けて自立生活をを目指す者 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、内容:食事の世話、金銭出納に関する助言、服薬指導、相談及び助言等 4、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 5、14年度実績:0名	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、食事の世話、金銭出納に関する助言、服薬指導、日常生活における相談、指導の援助を受けて自立生活をを目指す者 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、内容:食事の世話、金銭出納に関する助言、服薬指導、相談及び助言等 4、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 5、14年度実績:0名	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、食事の世話、金銭出納に関する助言、服薬指導、日常生活における相談、指導の援助を受けて自立生活をを目指す者 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、内容:食事の世話、金銭出納に関する助言、服薬指導、相談及び助言等 4、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 5、14年度実績:0名	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、食事の世話、金銭出納に関する助言、服薬指導、日常生活における相談、指導の援助を受けて自立生活をを目指す者 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、内容:食事の世話、金銭出納に関する助言、服薬指導、相談及び助言等 4、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 5、14年度実績:1名 6、14年度経費:66,200円/月/4人規模	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、食事の世話、金銭出納に関する助言、服薬指導、日常生活における相談、指導の援助を受けて自立生活をを目指す者 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、内容:食事の世話、金銭出納に関する助言、服薬指導、相談及び助言等 4、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 5、14年度実績:1名 6、14年度経費:66,200円/月/4人規模	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、食事の世話、金銭出納に関する助言、服薬指導、日常生活における相談、指導の援助を受けて自立生活をを目指す者 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、内容:食事の世話、金銭出納に関する助言、服薬指導、相談及び助言等 4、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 5、14年度実績:0名	1、対象:精神保健福祉手帳の所持者又は、精神障害を支給事由の年金受給者であって、食事の世話、金銭出納に関する助言、服薬指導、日常生活における相談、指導の援助を受けて自立生活をを目指す者 2、申請方法:本人・家族の申請による 3、内容:食事の世話、金銭出納に関する助言、服薬指導、相談及び助言等 4、自己負担:生計中心者の前年所得税による基準額 5、14年度実績:0名
参考法令	<p>身体障害者福祉法(抜粋) (身体障害者相談員) 第十二条の三 都道府県は、身体に障害のある者の福祉の増進を図るため、身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行うことを、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生看護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。 2 前項の規定により委託を受けた者は、身体障害者相談員と称する。 3 身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行なうに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。</p> <p>(居宅生活支援費の支給) 第十七条の四 市町村は、次条第五項に規定する居宅支給決定身体障害者が、同条第三項の規定により定められた同項第一号の期間(以下「居宅支給決定期間」といふ。)内において、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅支援事業者」といふ。)に身体障害者居宅支援の利用の申込みを行い、当該指定居宅支援事業者から当該指定に係る身体障害者居宅支援(以下「指定居宅支援」といふ。)を受けたときは、当該居宅支給決定身体障害者に対し、当該指定居宅支援(同項の規定により定められた同項第二号に規定する量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用(身体障害者サービスに要した費用における日常生活又は創作的活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び身体障害者短期入所に要した費用における日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「特定費用」といふ。))を除く。)について、居宅生活支援費を支給する。 2 (略)</p> <p>(居宅介護、施設入所等の措置) 第十八条 市町村は、身体障害者居宅支援を必要とする者が、やむを得ない事由により第十七条の四又は第十七条の六の規定により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、身体障害者居宅支援を提供し、又は当該市町村以外の者に身体障害者居宅支援の提供を委託することができる。 2 市町村は、日常生活を営むのに支障がある身体障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるもの(第三十八条第四項において「日常生活用具」といふ。))を給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託することができる。 3 (略)</p> <p>(更生医療) 第十九条 市町村は、身体障害者が更生するために医療が必要であると認めるときは、その者の申請により、その更生のために必要な医療(以下「更生医療」といふ。))の給付を行い、又はこれに代えて更生医療に要する費用を支給することができる。 2～4 (略)</p> <p>(補装具) 第二十条 市町村は、身体障害者から申請があつたときは、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすその他厚生労働大臣が定める補装具を交付し、若しくは修理し、又はこれに代えて補装具の購入若しくは修理に要する費用を支給することができる。 2～3 (略)</p> <p>児童福祉法(抜粋) 第二十一条の十 市町村は、次条第五項に規定する居宅支給決定保護者が、同条第三項の規定により定められた同項第一号の期間(以下「居宅支給決定期間」といふ。)内において、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅支援事業者」といふ。)に児童居宅支援の利用の申込みを行い、当該指定居宅支援事業者から当該指定に係る児童居宅支援(以下「指定居宅支援」といふ。))を受けたときは、当該居宅支給決定保護者に対し、当該指定居宅支援(同項の規定により定められた同項第二号に規定する量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用(児童サービスに要した費用における日常生活又は創作的活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び児童短期入所に要した費用における日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「特定費用」といふ。))を除く。)について、居宅生活支援費を支給する。 2 市町村は、日常生活を営むのに支障がある障害児について、その福祉を図るため必要があると認めるときは、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託することができる。</p>					<p>知的障害者福祉法(抜粋) (居宅生活支援費の支給) 第十五条の五 市町村は、次条第五項に規定する居宅支給決定知的障害者が、同条第三項の規定により定められた同項第一号の期間(以下「居宅支給決定期間」といふ。)内において、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅支援事業者」といふ。)に知的障害者居宅支援の利用の申込みを行い、当該指定居宅支援事業者から当該指定に係る知的障害者居宅支援(以下「指定居宅支援」といふ。))を受けたときは、当該居宅支給決定知的障害者に対し、当該指定居宅支援(同項の規定により定められた同項第二号に規定する量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用(知的障害者サービスに要した費用における日常生活又は創作的活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び知的障害者短期入所に要した費用における日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「特定費用」といふ。))並びに知的障害者地域生活援助に要した費用における日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用(第三項及び次条において「特定日常生活費」といふ。))を除く。)について、居宅生活支援費を支給する。 2～3 (略)</p> <p>(居宅介護等) 第十五条の三十二 市町村は、知的障害者居宅支援を必要とする者が、やむを得ない事由により第十五条の五又は第十五条の七の規定により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、知的障害者居宅支援を提供し、又は当該市町村以外の者に知的障害者居宅支援の提供を委託することができる。 2 市町村は、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活を営むのに支障がある十八歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託することができる。</p> <p>障害者基本法 (障害者基本計画等) 第七条の二 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」といふ。))を策定しなければならない。 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」といふ。))を策定するよう努めなければならない。 3 市町村は、障害者基本計画(都道府県障害者計画が策定されているときは、障害者基本計画及び都道府県障害者計画)を基本とするとともに、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」といふ。))を策定するよう努めなければならない。</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(抜粋) (施設及び事業の利用の調整等) 第四十九条 市町村は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者から求めがあつたときは、当該精神障害者の希望、精神障害の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な精神障害者社会復帰施設又は精神障害者居宅生活支援事業若しくは精神障害者社会適応訓練事業(以下この条において「精神障害者居宅生活支援事業等」といふ。))の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。この場合において、市町村は、当該事業を精神障害者地域生活支援センターに委託することができる。 2 市町村は、前項の助言を受けた精神障害者から求めがあつた場合には、必要に応じて、精神障害者社会復帰施設の利用又は精神障害者居宅生活支援事業等の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、精神障害者社会復帰施設の設置者又は精神障害者居宅生活支援事業等を行う者に対し、当該精神障害者の利用の要請を行うものとする。 3～4 (略)</p> <p>(精神障害者居宅生活支援事業の種類) 第五十条の三の二 精神障害者居宅生活支援事業の種類は、次のとおりとする。 一 精神障害者居宅介護等事業 二 精神障害者短期入所事業 三 精神障害者地域生活援助事業 4 精神障害者居宅介護等事業は、精神障害者の社会復帰の促進を図るため、精神障害のために日常生活を営むのに支障のある精神障害者につき、その者の居宅において食事、身体の清潔の保持等の介助その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの(次項において「介護等」といふ。))を供与する事業とする。 3 精神障害者短期入所事業は、精神障害者であつて、その介護等を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護等を受けることが一時的に困難となつたものにつき、精神障害者生活訓練施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、介護等を行う事業とする。 4 精神障害者地域生活援助事業は、地域において共同生活を営むのに支障のない精神障害者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行う事業とする。</p>				

協議第 27 号

新市建設計画（第 3 章 建設の基本方針）について

新市建設計画（第 3 章 建設の基本方針）について、別紙のとおり提案する。

平成 15 年 11 月 13 日

栗原地域合併協議会
会長 菅原 郁夫

平成 年 月 日確認

第3章 新市建設の基本方針

1 将来像と基本理念

新市将来構想や住民ワークショップ、まちづくり住民意向調査の結果を踏まえて、新市の将来像と基本理念を次のように定めます。

【将来像】

交流と発展 夢あふれる くりはら

3つのCで活性化 一人ひとりの力が地域をつくる

Communication
コミュニケーション

Community
コミュニティ

Challenge
チャレンジ

Communication (コミュニケーション)・・・対話・相互理解・連携・交流

10町村が新たな一つの大きな市になることにより、地域や人々が持つ個性、資源、知識等を活かし、さらに相互に高め合いながら、より住みよい「まちづくり」を目指します。

そのためにも、互いの地域が理解し合い、ともに手を取り合って「新しいまち」を築いていく必要があります。

また、新市のもつ魅力を首都圏など、広く内外に情報発信し、それらの人々と交流しながら、それぞれの良さを高めていきます。

Community (コミュニティ)・・・地域文化・住民自治

地域の主役は、そこに住む住民の方々です。生活風習、地域の持つ文化など、それぞれの持つ個性を消すことなく、さらに磨くことによって「新しいまち」の輝きが増します。

そのためにも、住民が主体的に活動し、特徴のあるまちづくりを行っていく必要があります。

また、「自分たちのまちは、自分たちでつくる」といった住民自治の原点にたち帰り、地域に愛着を持ち、誇りの持てる魅力と活力のある「まちづくり」を目指します。

Challenge (チャレンジ)・・・行政改革・住民協働

地方分権の流れによって、これからは住民にとってもっとも身近な行政体である市町村が「自ら決定し、自らが責任を持つ」といった原則のもとで、明確な方針により、効率よく施策の展開が行えるように、新しい行政体のあり方を創造していきます。

また、行政運営においても民間企業や住民活動、NPOやボランティア活動などそれぞれの特性を活かし協働することにより、効果的・効率的な「まちづくり」を目指します。

【基本理念】

1．いつまでも住み続けたい快適で魅力のある定住都市

快適で利便性のあるまちづくりによって、市民一人ひとりが愛着を持つ定住型社会を実現する。

特に、将来を担う若者が魅力を感じる栗原地域を創るために、地域の活力増進、生活環境・住環境の整備改善、産業振興による雇用機会の創出を進め、子育て・教育・福祉分野等の充実を図る。

2．地域内拠点を整備し、大都市圏との往来も便利な交流都市

新市内に全域的な連携・交流の中核となる地域内拠点の整備を図るとともに、一体的でバランスのとれた都市を整備する。

また、高速交通網を活用した、仙台市圏域や首都圏などとの広域交流が盛んな交流都市を実現する。

3．自然環境に恵まれ、宮城県北部の中核をなす田園都市

東北の地理的中心地であり、かつ自然豊かな地域特性を活かした自然環境の保全と環境負荷の低減による、安全で豊かな住環境と安全な農業環境を維持し、観光・レクリエーションを振興促進する。

2 新市建設の基本方針

基本理念を基に、新市の建設方針を次のとおり定めます。

- (1) 自然環境・定住環境分野
「豊かな自然環境に抱かれた定住のまち」
- (2) 生活支援分野
「健康でいきいき、ほのぼのとしたまち」
- (3) 教育・文化分野
「地域の特色を共有し、お互いの価値観を認め合うまち」
- (4) 地域産業振興分野
「みんなが生き活きと働く元気なまち」
- (5) 行政サービス・住民参画分野
「住民と行政の協働のまち」

(1) 自然環境・定住環境分野 豊かな自然環境に抱かれた定住のまち

豊かな自然に恵まれた新市は、山岳、丘陵、平地と自然環境に多様性があります。この豊かな自然環境のもと、より快適な住環境の基盤整備により、災害にも強いまちづくりを進めます。

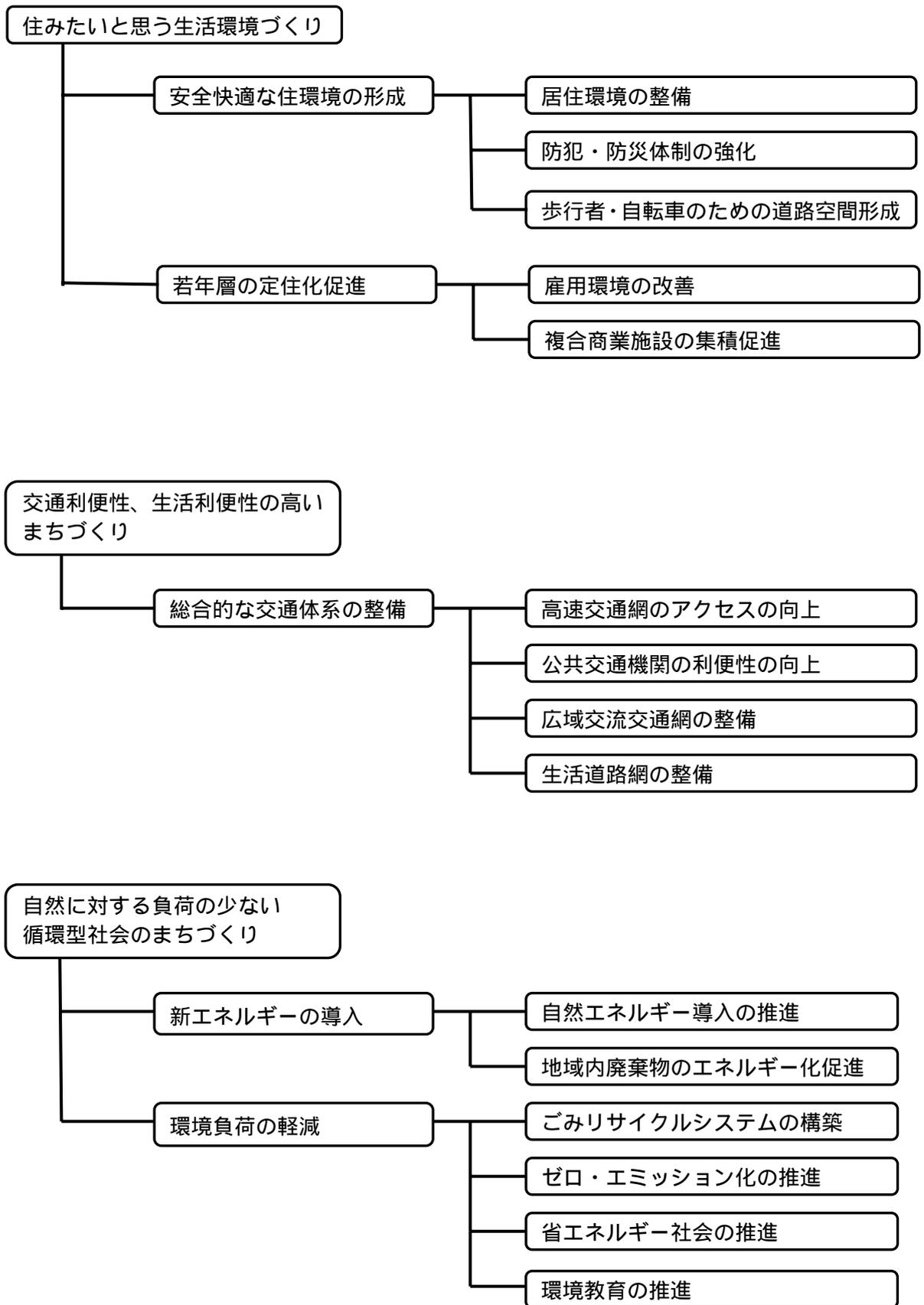
地域内道路の整備と高速道路網へのアクセス改善により地域内を一体的にとらえた道路網の拡充を図ります。公共交通機関については、子どもから高齢者まで配慮した運行サービスを目指し、市内各所からアクセスしやすくすることで、全市民の生活の利便性を向上させます。

また、「自然環境の保全」と「生活環境の快適性」の調和を図り、自然環境へ与える負荷の少ない新エネルギー¹の導入を促進します。

さらに、エコタウンプラン²を新市全域的視野から再検討し、ゴミのリサイクルシステム構築や環境調和型ゼロ・エミッション³工業団地の整備、環境教育の推進などによる循環型社会の構築を図ります。

- 1 / 新エネルギー 太陽光発電、風力発電、廃棄物発電、廃棄物熱利用、太陽熱利用、廃棄物燃料製造、温度差エネルギー、電気自動車（ハイブリッドを含む）など。
- 2 / エコタウンプラン 地域における先進的な環境調和型まちづくりをソフト面・ハード面から支援する事業。
- 3 / ゼロ・エミッション 廃棄物の排出を無くし、自然環境への負荷を軽減するという考え方。

主な施策目標の体系



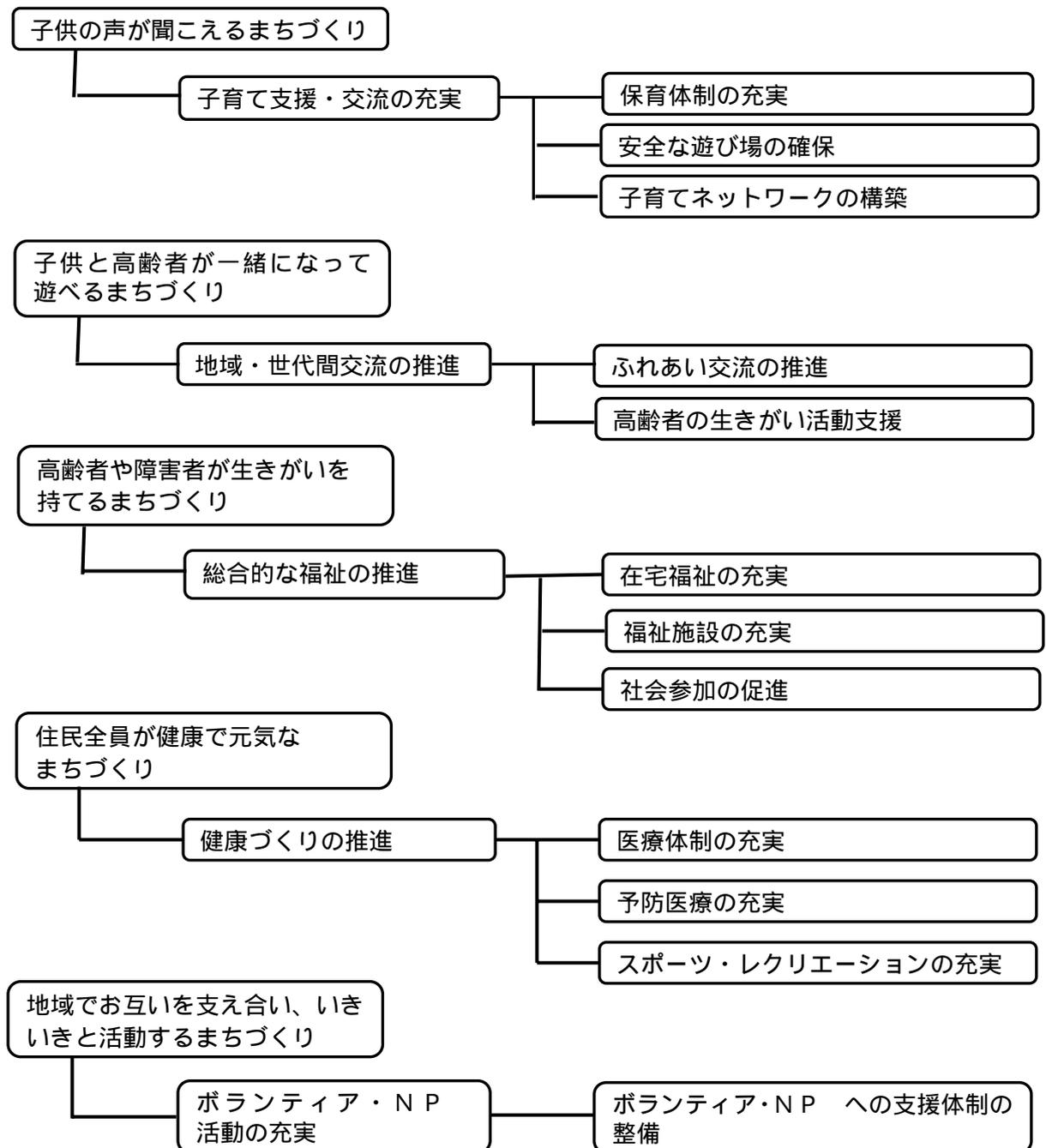
(2) 生活支援分野 健康でいきいき、ほのぼのとしたまち

急速に進展している少子高齢化に対して、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや予防医療、高齢者福祉サービスの充実などにより、安心できるまちづくりを進めます。

また、栗原中央病院をはじめ、市内各所の公的医療機関と民間の医療機関等が連携を深め、地域医療体制の充実を促進します。

さらに、保健医療福祉の専門職員を配置し、地域ぐるみで安心して子どもを産み育て、健やかな成長を支援し、子どもから高齢者までがいきいきとした、活気のあるまちを目指します。

主な施策目標の体系



(3) 教育・文化振興分野 地域の特徴を共有し、お互いの価値観を認め合うまち

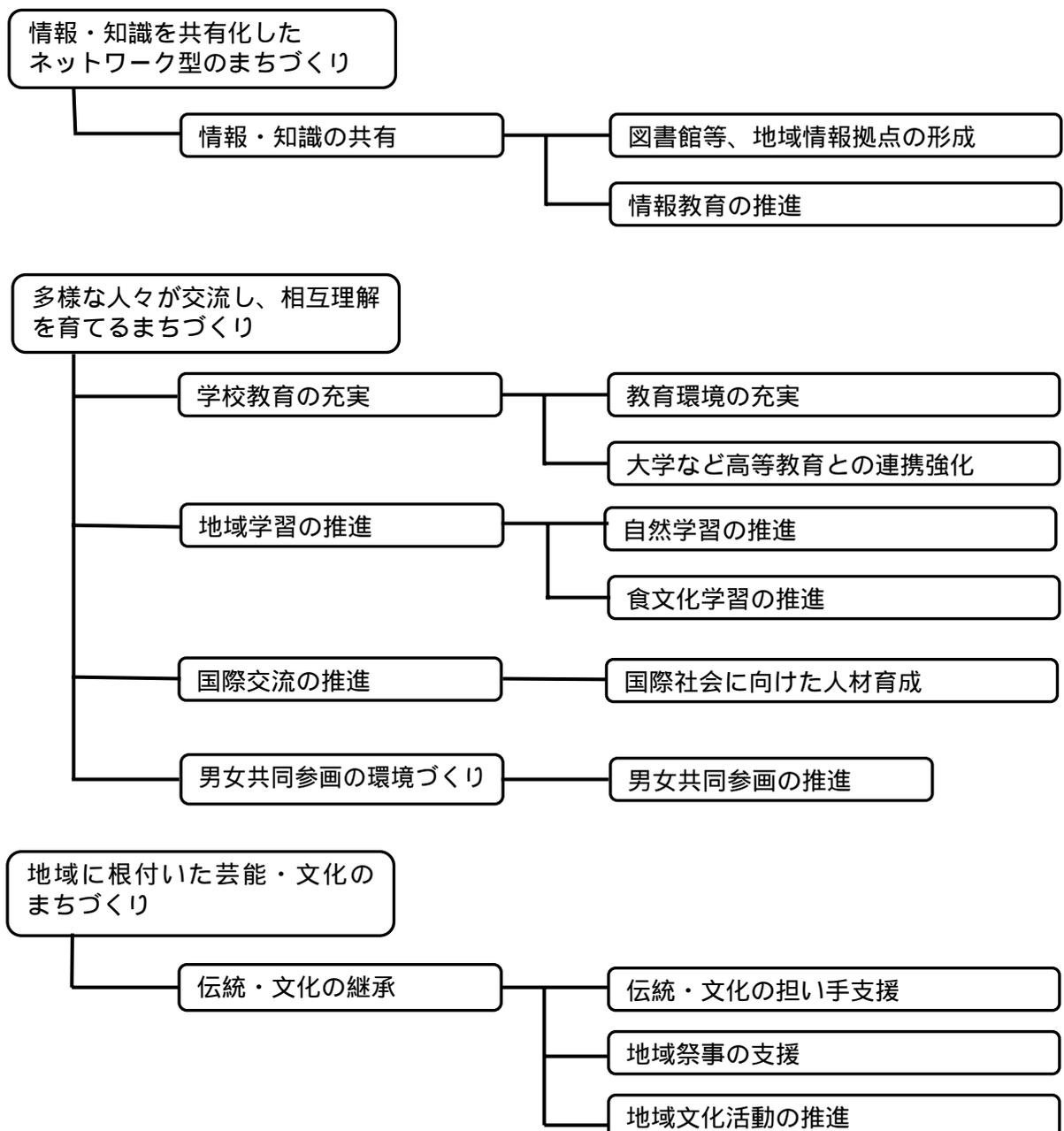
子どもから高齢者までが、学ぶよろこび、地域色豊かな文化・レクリエーション活動に参加し、情報や知識をみんなで理解・共有することにより、楽しみを感じられる生涯学習のまちづくりを進めます。

家庭と学校や地域がより強固な連携を深め、学校教育の充実を図りながら、子どもたちが多くの自然や食文化などに触れる地域学習を推進します。

また、男女が平等に力を発揮できる機会や活動を支援し、お互いを認め合える環境づくりを進めます。

そして、地域に伝わる伝統や歴史を次世代に継承するため、その橋渡し役である高齢者と子どもたちの世代間交流を支援し、住民の手による地域文化活動を推進します。

主な施策目標の体系



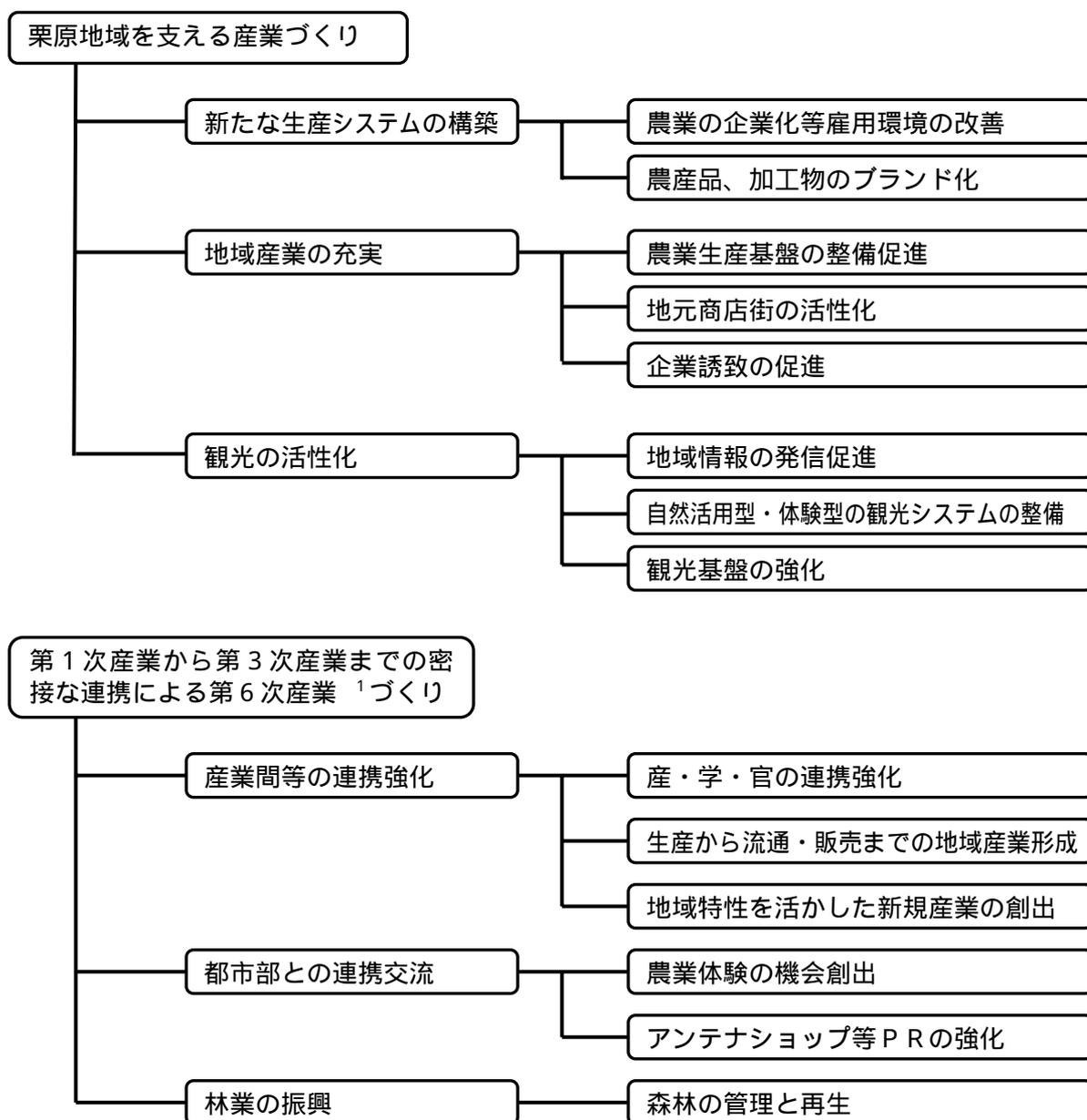
(4) 地域産業振興分野 みんなが生き生きと働く元気なまち

足腰の強い地域産業構造の形成を目指し、第1次、第2次、第3次の各産業の連携・融合化や大学等の研究機関と交流により、活力あるまちづくりを進めます。

農業においては、農村都市交流に着目し、地域住民と都市住民の交流を盛んにし、相互理解のもとで、地域の特性を活かした魅力ある田園都市を目指します。

また、雇用の場を確保するため、新産業の創出や地域の特性にあった産業の誘致を積極的に進めると共に、地域商業の活性化や消費者ニーズに対応した商業地形成の促進を図ります。

主な施策目標の体系



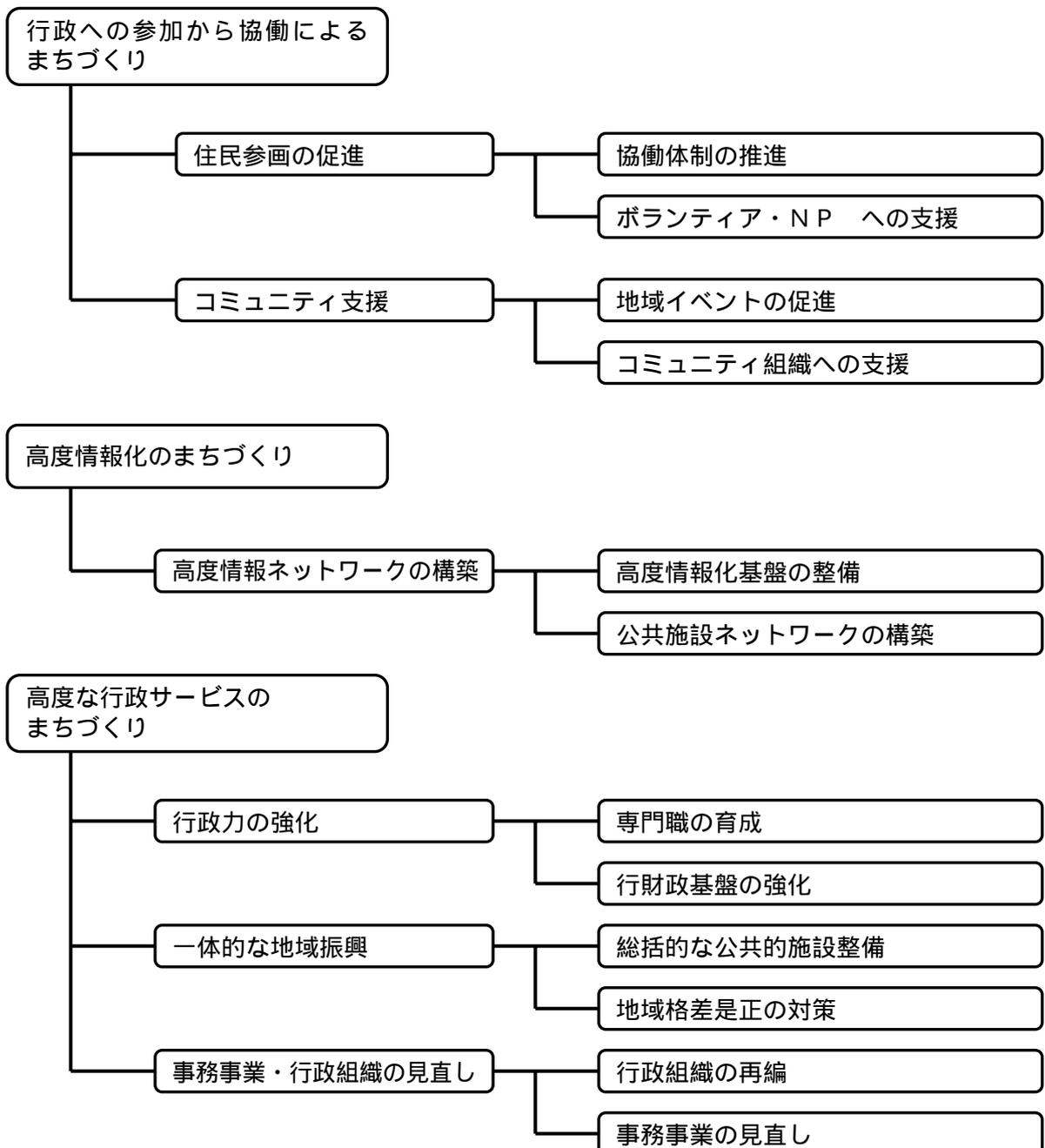
1 / 第6次産業 第1次産業（農林水産業）が単に生産だけでなく、「生産・加工・販売・交流産業、さらに生活者」との連携・提携による農林水産業経営の複合化・多角化を進めることで、農林水産業経営を持続的に発展させていこうという取り組みで、次のように表しています。
 生産（第1次産業）×加工（第2次産業）×交流・卸・小売、情報サービス、観光など（第3次産業）＝総合産業（第6次産業）

(5) 行政サービス・住民参画分野 住民と行政の協働のまち

まちづくりの主役は「住民」です。近年、住民の社会参加意欲の高まりなどにより、住民の行政への「参加」から「協働」によるまちづくりが注目されています。そのため、「新しい公共」と位置づけられているNPOが活動しやすい仕組みづくりを促進し、行政とのパートナーシップを図ることにより、より良いまちづくりを進めます。

また、新市のまちづくりが中心部に偏重しないよう、合併のメリットを最大限に活かし、これまで行われてきた各町村の施策をもとに、新市全体の発展を実現させます。そのため、事務事業を見直し、行政組織の再編と効率化、職員の人材育成と専門職化を図り、高度な行政サービスを目指します。

主な施策目標の体系



3 新市の将来都市構造

将来都市構造として、新市を「平地エリア」・「中山間地エリア」・「山村エリア」の3つに区分し、それぞれの特性を活かした有効利用を図り、総合的・計画的なまちづくりを推進します。

平地エリア : 高速交通網への利便性が高いことから、工業・流通等、産業の集積誘導を図ると共に、新市の生活機能の中核となる商業中核機能や、公共公益的施設の中核機能の立地・集積を図ります(中核機能ゾーン)。また、新市の基幹産業のひとつである農業に配慮し、環境保全型農業を図ります。

中山間地エリア : 新市で最も農業が盛んな地域となることから、環境保全を図りながら、生産基盤の整備促進を図ります。また、地域内道路と高速交通網へのアクセスを改善し、定住環境の整備を進めると共に、地域内連携の強化を図り、真に栗原地域らしい豊かでゆとりのある快適な住環境の整備を進めます。

山村エリア : 自然環境の保全を図ると共に、自然資源を活かした観光ルートを整備し、隣接地域の観光資源をも取り入れた広域観光産業を推進します。また、近年の多様なライフスタイルに対応した、新たな「住環境の場」、「癒しの空間」として、その環境整備を促進していきます。

将来都市構造イメージ

